

神戸港労働災害安全基準

検数・検定作業編

第1 総則

1 目的

この安全基準は神戸港において、貨物の検数又は検定（検量）する作業場における労働災害防止に関する必要事項を定め、これにより安全作業を推進すること。

2 遵守義務

貨物の検数又は検定（検量）に従事する者及び関係者は、この安全基準を順守し、安全衛生の確保につとめること。

3 法令等の関係

この安全基準の定めにない事項については、法令に定めるところによるほか、港湾消防協の災害防止規程など、又各事業所における各々の安全基準等によるものとする。

第2 作業基準

1 作業の心構え

- (1) 検数又は検定作業中は、荷にもたれ、荷に腰掛けて作業しないこと。
- (2) 歩行又は作業中のポケットハンドは、絶対にしないこと。
- (3) 作業に関係のない場所には、立ち入らないこと。
- (4) 高さが1メートル以上を越える場所から絶対に飛び降りないこと。
- (5) 高積となっていて、荷の倒壊・落下するおそれのある場所には、立ち入らないこと。

2 服装

- (1) 保護帽のアゴヒモは確実に締め、安全靴は作業に適した物を着用すること。
- (2) 作業にあたっては、必ず所定の作業衣を着用し、服装の乱れのないようにすること。
 - ① 作業する時は、長袖服を着用すること。
 - ② 前開きせず、ボタン、チャック等で固定すること。
 - ③ 袖口もボタン、チャック等で固定すること。
- (3) ズボンの裾部を結束するために、それに適した用具を着装すること。
- (4) 防寒衣、防雨衣の着用にあたっては、動作が不活発になり易いため、ボタン、チャック等を確実に締めること。
- (5) コンテナターミナルに於ける、ストラドルキャリヤー使用作業場に於いての、夜間作業時には、作業者等に反射塗料を塗布した保護帽及びジャケットを着用させること。このことは、その他の作業場についても順次適用すること。

第3 墜落・転落災害の防止

1 本船作業

- (1) 保護帽は、飛来落下・墜落時保護兼用型を使用し、正しく着装すること。
(アゴヒモ締める)
- (2) 通路の高さが2メートル以上ある時は、指定された通路を通行すること。但し、ブルワーク、コーミングの上は通行してはならないが、通路として使用する時、安全処置が講じられている場合は、この限りではない。
- (3) ①施検する場所の高さが2メートル以上ある場合は、墜落防止処置のある場所で行うこと。
②墜落防止処置のない場合で安全帯の取り付け設備がある時は、安全帯を使用すること。
③安全帯取り付け設備の無い時は、墜落・転落防止の為に立ち入り禁止ロープを開口部から1メートル以上手前に設置すること。

2 沿岸・倉庫作業

- (1) みだりに荷の上を歩行してはならない。

- (2) トラックの荷台の上で作業をしてはならない。
但し、やむをえず荷台に上がる必要がある時は、当該事業者への連絡又は運転者の了解と連携を得て行うこと。
- (3) ①施検する場所の高さが2メートル以上あり、その場所で施検する必要がある時は、墜落防止処置のある場所で行うこと。
②墜落防止処置のない場合で、安全帯の取り付け設備がある時は、安全帯を使用すること。
③作業場への昇降については、元請会社又は作業会社と連携を取り、安全な昇降設備を使用すること。尚、開口部に墜落防止処置のない場合は、開口部より2メートル以内に近づかないこと。

第4 揚貨装置・クレーン等災害の防止

1 本船・沿岸・倉庫作業

- (1) 揚貨装置、クレーン等の災害防止
①揚貨装置、クレーン等の旋回する範囲に立ち入らないこと。
②つり荷の下には立ち入らないこと。
③エレベーター・ゴンドラの下には立ち入らないこと。
- (2) コンテナターミナル作業
①ターミナル内を通行する時は、必ず通行帯を通行すること。
②ターミナル内での夜間作業時には、反射塗料を塗布した保護帽及びジャケットを着用させること。
- (3) ストラドルキャリヤーの走行エリヤには、絶対立ち入らないこと。但し、やむを得ずエリヤに入る必要がある時は、ターミナルT/Oの承認を得、又、ストラドルキャリヤー運転者等との連携を行うこと。

第5 荷役機器、整理整頓

1 本船・沿岸・倉庫作業

- (1) 荷役機器（フォークリフト、プラッター、電気フォークリフト、ショベルローダー、ストラドルキャリヤー類）
①フォークリフト等荷役機器には触れないこと。
②フォークリフト、 トラックの通行路には、立ち入らないこと。
③フォークリフトのツメの挿入面には、立ち入らないこと。
④ストラドルキャリヤーの下及び側には、絶対立ち入らないこと。
⑤ストラドルキャリヤーの走行エリヤには、絶対立ち入らないこと。
- (2) 整理整頓
①本船の荷役事務所使用については、整理整頓、清掃、清潔に心掛けること。
②倉庫、沿岸事務所の使用については、整理整頓、清掃、清潔に心掛けること。

第6 その他

1 本船・沿岸・倉庫作業

- (1) 安全作業
①検数・検定員が単独で作業を行う時は、所在を知らせるとか、関係者に連絡し、常に、その所在を知らせること。
②本船デッキの通行には足元（凹凸・器具類）を十分確かめること、又、ワイヤー等は絶対にまたがらないこと。
③本船上では、いかなる場合であっても、かけ足は絶対しないこと。
④沿岸・倉庫作業で、貨物の影から急に飛び出さないこと。
⑤沿岸・倉庫で、貨物の影での作業は、所在している事を知らせる工夫をすること。
- (2) 昇降基準
①昇降は、定められた昇降設備を使用すること。
②昇降は、三点支持を順守すること。
③飛び乗り、飛び降りは絶対しないこと。
- (3) 指差呼称

①作業前には「一人指差呼称」を行うこと。

保護帽・安全靴・服装・脚絆ヨイカ！／ヨシ！

②作業時には「一人指差呼称」を行うこと。

施検位置・足元・頭上ヨイカ！／ヨシ！

(4) 安全対策の提言

作業場所の責任者は、作業場所の不安全状態、又は不安全な箇所の安全対策を T
／0 (本船の場合は元請) に提言すること。

(5) その他

①本船主席又は代理者は、舷門表示に氏名を明記すること。

②喫煙は指定場所で行うこと。

③コンテナの開閉作業中は近寄らないこと。

④貨物の開梱作業中は近寄らないこと。